

判例研究

日本税法体系

2

租税実体法 I

北野弘久 編

学陽書房

<編者紹介>

北 野 弘 久 (きたの ひろひさ)

1931年富山市に生まれる。現在、日本大学法学部教授・早稲田大学講師・法学博士。
国民税制調査会代表委員。

専 攻 税財政法、憲法

主 著 『税法の基本原理解』(昭和36年 中央経済社),『税法判例研究』(昭和39年 中央経済社),『税法用語小辞典』(清永敬次と共編 昭和46年 中央経済社),『現代税法の構造』(昭和47年 勁草書房),『税法の基本問題』(昭和47年 成文堂),『豊かに生きる権利』(宮坂富之助と共編 昭和47年 法律文化社),『質問検査権の法理』(編 昭和49年 成文堂),『コンメンタール相続税法』(編 昭和49年 勁草書房),『新財政法学・自治体財政権』(昭和52年 勁草書房),『企業・土地税法論』(昭和53年 勁草書房),『税法解釈の個別研究Ⅰ』(昭和54年 学陽書房)

現 住 所 〒185 東京都国分寺市北町 5-9-25

租税実体法 I

研究 日本税法体系 2

昭和五十四年三月一日 初版印刷
昭和五十四年三月五日 初版発行

定価 二九〇〇円

編 者 北 野 弘 久

発行者 小 林 泰 輔

発行所 学 陽 書 房

東京都千代田区富士見一七―五

電話〇三―二六―一一二(代表)

振替東京七―八四二四〇

印刷 大和綜合印刷株式会社

製本 東京美術紙工協同組合

3332-51442-1028

落丁・乱丁本はお取り替えします

刊行のことば

わが国の税制および税務行政等のあり方について、税法学的メスが加えられるようになったのは、比較最近のことに属する。それでも日本税法学はほぼ三十年の蓄積をもつにいたっている。税法学のあり方は、納税者の生活と人権に大きな影響をもつ。けだし、現実の税制および税務行政等の展開も、結局において、妥当な税法理論を無視することができないことになるからである。

税法学をどのようなものとして構築するかについては、論者によって意見の分かれるところであろう。

編者個人としては、租税の法的研究には、少なくとも租税の法認識論的研究と租税の法実践論的研究との二つが区別されねばならないと考えている。しかし、租税の法実践論的研究においては、租税の法認識論的研究成果をふまえて、国民主権と人権尊重を基調とする憲法秩序のもとにおいて、一般納税者にとつて具体的にどのような法解釈論・立法論を構築するのが現段階でもっとも妥当であるか、ということが考究されることになる。つまり、法実践論的研究においては、税法は能うかぎり弱い一般納税者側の「権利立法」でなければならぬという視角からとらえられることになる。編者は、最近では、さらに租税概念を広義に構成（憲法論のレベルにおいて租税の徴収面と管理・使途面の双方を含む概念として構成）したうえで、これからの税法学はそのような広義の租税の法的研究を志向するものでなければならぬことを指摘している（編者の『新財政法学』の提唱）。さしあたり本書においては、編者の提唱にかかる右の税法学の新たな展開までもを意図するものではなく、もっぱら狭義の租税概念を前提に、いうえで、租税の法

実践論的研究を意図している。私見によれば、狭義の租税概念を前提にした場合においても、法実践論としての税法学理論は弱い一般納税者の生活と人権に奉仕するものでなければならぬ。プロフェッショナルとしての税理士・弁護士等の実務専門家は、いわばそのような税法学理論を実践する職業専門家でなければならぬといえよう。

本書は、基本的には右のような視角にたちながら、戦後三十年の日本税法学の研究成果をふまえて各問題の判例の動向を批判的に検討・分析することを意図している。しかしながら、あくまで各執筆者のそれぞれの学問的立場にたつて検討・分析がなされていることはいうまでもない。検討・分析にあたっては主要な行政通達・学説等の紹介・検討を織り込み、現段階において出来るかぎり当該問題についての理論的・実践的諸問題を摘示することを意図している。全体として各問題に対する総合判例研究を通して、日本税法学の到達した理論水準を読者にわかりやすく、かつ具体的に提示することを意図しているわけである。問題によっては判例が全くない場合もあり、またあってもきわめて少ない場合もある。そのような場合には、行政通達・学説等の検討・分析を中心として右の課題に 대응することとしている。要するに本書は、判例研究を素材としながら、現段階において日本税法学の到達した理論水準を体系的に集大成することを意図するものである、といつてよいであろう。

税法学の分野において、この種の企画は初めてであり、それだけにこの企画の完成には多くの人びとの協力を必要とした。幸い、全国の第一線で活躍しておられる多くの研究者・実務家の諸兄からのあたたかい協力を得ることができたことは、この国の税法学の発展のために、誠に喜ぶべきことであるといわねばならない。編者としては、本書がこの国の税制および税務行政等の民主的発展のために、今後多くの読者によって批判的に検討されることを心から期待したのである。

なお、本書においては、主として判例等の動きからみて税法学の理論上重要と思われる諸項目を重点的にとりあげている。いわば諸項目の問題点の検討を通じて日本税法学の到達した理論水準を全体的に提示することを意図している。したがって、一般にいわれる体系書の項目編成にはなっていない。また各巻には「税法の基本原理」(第一巻)、「租税実体法Ⅰ」(第二巻)、「租税実体法Ⅱ・租税手続法Ⅰ」(第三巻)、「租税手続法Ⅱ」(第四巻)という標題が付されているが、編集作業上の都合もあり、各巻に収録された項目は、厳密には必ずしも右の標題と一致していないことをお断りしておきたい。

本書は、行政関係図書を中心に、政治・法律・経済・教育・一般啓蒙書等について活ばつに出版活動が続けてこられた学陽書房の創立三十周年記念事業の一つとして刊行されるものである。刊行にあたっては学陽書房社長的小林泰輔氏、編集部の恩田成美氏に格別にお世話になった。記して謝意を表させていただく。

北野 弘久

執筆者・現職紹介（五十音順）

北 野 弘 久（きたの ひろひさ）	日本大学法学部教授
小 池 幸 造（こいけ こうぞう）	税理士
関 本 秀 治（せきもと しゅうじ）	税理士
服 部 信 男（はっとり のぶお）	公認会計士・税理士
広 瀬 正（ひろせ ただし）	専修大学法学部講師
藤 井 誠 一（ふじい せいいち）	大東文化大学経済学部教授
松 本 茂 郎（まつもと しげお）	公認会計士・税理士
森 川 正 晴（もりかわ まさはる）	広島工業大学工学部教授
吉 牟 田 勲（よしむた いさお）	税務大学校研究部教授

[illegible]

判例研究
日本税法体系 北野弘久編

第一卷	税法の基本原理	三五六頁 二九〇円
第二卷	租税実体法 I	三五六頁 二九〇円
第三卷	租税実体法 II	近刊
第四卷	租税手続法 II	近刊

22 課税所得の概念 — 法人所得概念を中心として — 藤井 誠一 3

- 一 はじめに 三
 - 二 経済上の所得概念と税法上の所得概念 四
 - 資本等取引の意義 二四
 - 計処理基準の意義 二五
 - 「別段の定め」 二六
 - 公正妥当な会 税法上の「別
 - 三 法人所得概念の現狀的解明 八
 - 益金の意義 一〇
 - 損金の意義 二三
 - 四 まとめ 一六

23 給与所得課税 — 小池 幸造 19

- 一 はじめに 一九
 - 二 給与所得の意義・範囲等 二〇
 - 三 給与所得控除 二六

24 退職所得課税 — 広瀬 正 41

- 一 退職所得の意義と範囲 四二
 - 二 退職所得の性格 四三
 - 三 退職所得に対する課税 四七

25 山林所得課税 — 広瀬 正 51

- 一 山林所得の意義と範囲 五二
 - 二 山林所得の性格 五三
 - 三 山林所得に対する課税 五五

26 譲渡所得課税

広瀬 正 57

- 一 譲渡所得の意義および範囲 五七
- 二 譲渡所得の性格 三三
- 三 譲渡所得に対する課税 六六

27 一時所得課税

森川 正晴 73

- 一 一時所得の意義および範囲 三三
- 二 一時所得とその他の所得との限界 三三
- 三 一時所得の金額と課税方法 六六

28 雑所得課税

森川 正晴 83

- 一 雑所得の意義および範囲 六三
- 二 雑所得とその他の所得との限界 六三
- 三 雑所得の金額と課税方法 六六

29 報酬・料金等所得の課税の問題

森川 正晴 93

- 一 報酬、料金、契約金または賞金 六三
 - 源泉徴収義務 六三
 - 源泉徴収税額 六三
 - 源泉徴収義務の免除 六三
- 二 生命保険契約等に基づく年金 六六
- 三 匿名組合契約等の利益の分配 一〇〇

30 変動所得・臨時所得の課税の問題

森川 正晴 101

- 一 はじめに 一〇一
- 二 変動所得の意義 一〇三
- 三 臨時所得の意義 一〇四
- 四 平均課税の適用を受けるための要件 一〇七
- 五 平均課税による税額の計算 一〇八

31 租税公課の費用性

変動所得の金額 二六 変動所得にかかる必要経費 二〇 変動所得にかかる引当金等の繰戻し額 二二 変動所得にかかる必要経費の区分計算 二〇 その年の変動所得が赤字である場合の平均課税の適用の有無の判定および平均課税対

象金額の計算 二九 前年分および前々年分のいずれかの年分の変動所得が赤字である場合の平均額 二九 前年分および前々年分の変動所得の金額が異動した場合の処理 二〇

服部 信男

111

32 役員の報酬、賞与、退職給与

- 一 租税公課の意義 二二
- 二 租税公課の性格 二三
- 三 法人税法上の取扱い 二四
- 損金に算入されない租税公課 二四 損

- 四 金算入の時期 二六 益金に算入されない還付税額 二六
- 五 所得税法上の取扱い 二〇
- まとめ 二三

吉 牟 田 勲

123

33 交際費等、寄付金、広告宣伝費

- 一 役員の意義 二三
- 二 過大役員報酬の損金不算入 二五
- 過大な役員報酬の損金不算入 二五 役員
- 三 役員賞与の損金不算入 二六
- 規定の内容と趣旨 二三 役員賞与の範囲 二三

- 四 使用人兼務役員の使用人分賞与の損金算入 二三
- 規定の趣旨と内容 二三 使用人兼務役員の使用人分賞与の相当額 二三
- 五 過大役員退職金の損金不算入 三三

吉 牟 田 勲

141

- 一 交際費等の意義 二四
- 二 交際費等と類似費用との区分 二四
- 広告宣伝費 二四 販売手数料または販売促進費 二四
- 使途不明金等 二四

- 三 福利厚生費、リベート等 二四
- 四 寄付金の損金不算入とその意義 二六
- 寄付金の範囲——低額譲渡、無利息貸付等と寄付金—— 二五

34 引当金、準備金

資産の低額譲渡 一三三 無利子貸付 一三三
 その他の経済的利益等 一三三 同族関係
 者負担の寄付金 一三三 行方不明者の妻

五 広告宣伝費 一三九
 に支払った金員等 一三九

関本 秀治 160

35 税法上の資産概念

一 引当金、準備金の意義 一六〇
 二 引当金、準備金を設定できる者 一三三
 三 貸倒引当金の対象となる貸金の意義

四 引当金、準備金の果たす社会的機能
 一六六 二七一

小池 幸造 175

36 減価償却・圧縮記帳

一 税法上の資産概念と「現代会計理論」
 一七五
 二 たな卸資産・固定資産 一七六

三 繰延資産 一七九
 四 営業権 一八三

小池 幸造 187

37 欠損金・純損失の繰越し・繰戻し

一 減価償却 一八七
 減価償却「制度」の本質 一八七 減価償
 却の意義 一八九 減価償却資産の意義・
 二 欠損金の繰越控除の適用要件 二〇五
 欠損金の繰越控除の控除額の計算等
 二〇七

三 被合併法人の欠損金の引継ぎ 二〇九
 四 逆さ合併 二三三
 五 欠損金の繰戻しによる還付 二四四

吉牟田 勲 205

38 同族会社の行為計算の否認

- 一 規定の趣旨と性格 二七
- 二 否認規定の解釈 三〇

- 三 否認の類型 三四
- 四 回避行為と行為計算否認 三七

広瀬 正 217

39 経済的利益と租税

- 一 はじめに 三三
- 二 所得税法関係 三三
- 三 法人税法関係 三五
- 四 相続税法関係 三七

- 五 所得税法と判例 三三
- 六 法人税法に関する判例 三四〇
- 七 相続税法に関する判例 三四八
- 八 まとめ 三四八

松本 茂郎 232

40 内助の功と税法——私法秩序と税法

- 一 私法秩序と税法 二五
- 二 現行税法における女性の地位 二五
- 所得税関係 二五 贈与税・相続税関係

- 三 むすび 二六

北野 弘久 251

41 資産所得の合算課税制度

- 一 所得の量的担税力と質的担税力 二九
- 二 制度の概要 二七

- 三 この制度の趣旨 二四
- 四 この制度をめぐる諸問題 二九

北野 弘久 269

42 相続税における財産の評価

- 一 評価の原則 二四

- 二 「時価」の意義 二九

関本 秀治 283

43 医療法人と租税

藤井 誠一

298

- 一 医療事業と税法判例 三六
 二 医療法人と相統税・贈与税——相統税

法六六条四項をめぐる諸問題——

三〇一

相統税法六六条四項の違憲性の有無 三〇三
 財団たる医療法人は相統税法六六条四項
 所定の「公益を目的とする事業を行う法

人」に該当するか 三〇三 相統税法六六
 条四項所定の「相統税又は贈与税の負担
 が不当に減少する結果」との文言の意義
 三〇四

- 三 医療法人と法人税 三〇七
 医療法人と同族会社の特別課税 三〇七
 四 医療法人と法人事業税 三〇〇

44 推計課税

関本 秀治

313

- 一 推計課税の意義 三三
 二 推計課税の要件 三三八
 三 推計方法の合理性 三三三
 純資産増減法 三三五 比較法 三三五
 効率法（単位当り額法） 三三六
 四 青色申告と推計課税 三三〇
 五 推計課税の要件となる納税義務者が
 調査に非協力的な場合の意義 三三一
 六 推計課税と立証責任 三三六

租
税
実
体
法
I

